

● 生活困窮者等への支援に関する実践をレポート

～ 政策委員会「セーフティネット対策等に関する検討会」(第2回)

5月22日、「セーフティネット対策等に関する検討会」(第2回)を開催しました。

本検討会は、地域におけるセーフティネット機能の強化に向けて、保護施設や養護老人ホーム、さらにはNPO法人等の実践を踏まえつつ、具体的提言をとりまとめることを目的に政策委員会のテーマ別検討会として設置しているものです。

今日、地域では、生活困難や要保護状態にあつて、迅速な支援を必要としながらも適切な支援を受けていない人々が多く存在しています。特に近年、各地で相次いでいる宿泊所、集合住宅等(いわゆる無届け施設等)の火災においては、多くの高齢者、障害者が犠牲となっており、その背景にはこうした人々の住まいと生活に関する支援の不足が指摘されています。

開会挨拶のなかで宮本 太郎 座長(中央大学 教授)は、「居住の支援を必要としている者が有する課題は、居住を中心としながらも様々な課題が複雑に絡み合っている。そのため、制度の趣旨と実態が乖離している現実がある。この検討会は、それぞれの実践者の立場からの情報が集まり、現実を踏まえて打開の道を探る場として極めて重要であり、地域を支える最後のセーフティネット機能の強化に向けて、検討を進めていきたい」と述べました。

続いて事務局から、「住まい」に関する支援が必要な人々と考えられるその背景についての説明とともに、今後の検討に向けた論点を提示し、協議を行いました。



挨拶を述べる座長の宮本 太郎 氏
(写真中央)

今後の検討に向けた論点

- ① 「住まい」の確保を中心としたセーフティネット機能の強化に向けては、その対象者ごとに、それぞれの課題を踏まえ、支援内容を含めた具体的提案。
- ② 社会福祉法人・福祉施設、社協、NPO法人など、多様な主体がそれぞれの特徴を發揮しやすい取り組み(どのような者に対する、どのような支援か)や、そのために求められる公的支援等。
- ③ 必要な者に対する行政による「措置」に基づく施設入所の実施、またその受け皿となる施設整備。
- ④ 第二種社会福祉事業たる「無料低額宿泊所」、また新たに生活保護法において創設される「日常生活支援住居施設」について、どのような対象者に、どのよう

な支援を行うべきと考えるか。

- ⑤ 賃貸住宅(公営住宅を含む)利用契約にあたっての保証人確保の問題への対応
→ 公営住宅における保証人要件の緩和、社会福祉法人による法人保証の取り組み等
- ⑥ 新たな住宅支援セーフティネット制度を機能させるための取り組み
→ 社協や社会福祉法人等が「居住支援法人」の指定を受けて行う高齢者や障害者支援等

今回の検討会では、2回にわたって予定している委員レポート(活動紹介)の第1回として、松田 昌訓 委員(大阪府 救護施設フローラ 施設長)および奥田 知志 委員(北九州市 認定NPO 法人抱樸 理事長)より、さまざまな課題を有する人々への支援実践を紹介いただき、全体での意見交換、協議を行いました。

松田委員は、「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者」を主な対象とし、制度の狭間にある人々を支えてきたこれまでの救護施設の実践や、施設の「見える化」に向けた取り組みについて述べたうえで、自施設での地域生活が可能な利用者に対する地域移行支援や、地域における生活困窮者支援の取り組み等について報告を行いました。

奥田委員は、30年に及ぶホームレス支援活動のなかで、地域の登録ボランティアが1,500人を数えており、大きな力となっているとし、また、「ハウスレス」と「ホームレス」の相違について、「ハウス」がないのは経済的課題によるものであるが、「ホーム」がないのは人間関係の喪失、社会的孤立であり、より強い支援が必要であると指摘しました。さらに、住まいを確保できず、自分たちの施設を頼ってくる背景には、社会的孤立状態にある者に対する賃貸住宅の「大家の不安」があり、保証人が確保できないことが大きな原因となっているとの見解を示しました。

松田 委員によるレポートの概要(政策企画部 整理)

- 救護施設の利用対象者は、法的には「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者」とされているが、現実に照らせば、それに「日常生活上著しい困難(課題)を有する」ということを加えるのが適当である。
- 全国救護施設協議会としては、全会員施設において生活困窮者支援の取り組みを進めており、本年度からは「第三次行動方針」として、第三者評価受審によるサービス向上と「救護施設の見える化」を重点に掲げている。
- 「セーフティネット機能」という言葉を用いるが、「セーフティネット」の表す意味を明らかにする必要がある。
- 入所者の地域移行という点では、自分の施設では90人定員のうち、年5%～8%程度(5～6名)が施設を退所し、地域での生活に移行している。

- 地域貢献の取り組みについては、措置費の弾力的使用が認められていることによって実施できている。

奥田 委員によるレポートの概要(同)

- 保証人の意味、役割を整理する必要がある。債務保証、緊急時の連絡先、本人が亡くなった場合の対応等、種々の役割が期待されるが、大家としては、特に孤立死への不安が大きい(物件価値の下落への不安)。
- NPO 法人抱樸が実施する居住支援は、利用者の支援ニーズに応じて、「A 住宅確保支援型」「B 地域居住型」「C 生活支援付共同居住」の3類型に分けている。そのなかでは、地元の不動産会社(50社)との連携による住居確保、債務保証会社と組んだ家賃の債務保証制度の創設、が特徴。
- 退所者の地域生活維持のためには、継続的な見守りとともに家計管理支援(生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業(任意事業)ほどではない)が大きな意味を有する。
- 抱樸が運営する無料低額宿泊所「抱樸館」の特徴は、対象者を制度で区分しないことである。これまで17歳～90歳の者が利用している。誰も断らない、誰もが利用できる施設であり、その柔軟性に意味があると考え

また、荒井 恵一 委員(大阪府 社会福祉法人八尾隣保館 理事長)は、貧困状態にある母子世帯への支援強化に向けた母子生活支援施設の役割について説明し、市町村による入所委託控えの解消とともに、その利用に関し、福祉事務所のみならず、児童相談所など、幅広い関係機関との連携の必要性を指摘しました。

次回は6月19日に開催し、更生施設・宿泊提供施設等における取り組みを報告いただき、引き続き検討を進めていく予定です。



全体協議の様子

【政策企画部 TEL 03-3581-7889】

全社協 Action Report 第122号 (平成30年6月1日) より抜粋